

更新申請書受付要領

(目的)

第1条 この要領は、木材保存剤等審査事務局規約第7条に基づき、木材保存剤等審査事務局（以下「審査事務局」という）が行う保存剤等の更新申請書の受付にあたって、必要な事項を定めるものである。なお、規約23条の細則に該当する更新申請の手引きは別に定める。

(申請書の提出)

- 第2条 認定製品の更新認定を受けようとする者（以下「申請者」という）は、審査事務局あての更新申請書（書類様式②）及び申請する協会あての認定更新申請書（協会HP参照）を作成し、第3条に定める添付資料等を添えて、審査事務局に申請する。
2. 更新認定を受けようとする品目のうち「種類、性能項目、用途・適用範囲」は公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下「住木センター」という）の「木材保存剤等性能審査規程」の「審査の対象となる製品の種類と分類」に基づき記載する。
 3. 審査事務局は、申請者が申請する協会に審査を依頼する。
 4. 更新申請書の押印は社印及び原則代表者印とする。
 5. 更新申請書の提出はPDF添付e-mailを可とするが、審査事務局から印影が不鮮明と指摘された場合は、審査事務局あてに本書を郵送する。

(添付資料)

第3条 申請者は、申請書に(1)～(5)の事項を記載した資料を添付する。

(1) 更新製品の概要

A4で1～2頁とし、宛名は付けない。

- ①更新製品名、認定番号
- ②申請者名
- ③作成年月日
- ④成分表
- ⑤原体・製剤の法的位置付け
 - a.毒物及び劇物取締法
 - b.化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
 - c.消防法
 - d.その他
- ⑥使用方法（必要に応じて図を添付する）
- ⑦過去3年間（当年度を除く）の販売、又は製造実績
- ⑧期間中の事故等の有無

- (2) 使用承諾書1部(直近の日付のものであること)
- (3) 有効認定製品の認定証(書)写し1部
- (4) 確認書(誓約)1部(宛名は公益社団法人日本木材保存協会会長名とし、押印は申請書と同じ:保存協会認定品の場合のみとする。書式は保存協会HP参照)
- (5) その他

(審査申請料及び審査料の納付)

第4条 申請者は、審査事務局に審査申請料及び審査料を添えて申請書を提出する。なお、審査申請料及び審査料は別途定める。なお、領収書は金融機関が発行する振り込み明細表等を持って代える。

(申請書の受付期間)

第5条 審査事務局の更新申請書の受付は、2月及び7月の年2回とする。2月はその年の9月に認定有効期限を迎える製品とする。7月の受付は、公益社団法人日本木材保存協会では翌年の1月に有効期限を迎える製品とし、公益社団法人日本しろあり対策協会では翌年の4月に有効期限を迎える製品とする。

2. 審査事務局は受付1ヶ月前の1月と6月に更新申請の案内を当該製品申請者に通知する。

(要領の変更)

第6条 この要領の変更は、企画運営委員会の議決を経て行う。

附則

- 1. この要領は平成19年7月1日に施行する。
- 2. この要領は平成27年10月1日に施行する。